

消費者庁「原料原産地に関する意見交換会」補足資料

「食品表示制度のあり方について」

2010年3月29日

NPO日本消費者連盟 事務局長

山浦康明

東京都新宿区西早稲田1-9-19-207

E-Mail yamaua@nishoren.org

<http://www.nishoren.org/>

加工食品などの原料原産地表示をめぐるはその範囲を拡大する必要があり、今回のように、黒糖、りんごジュース、かつおふしなどへ拡大することも重要だが、表示のあり方をめぐる次のような基本的課題があり、これをまず検討する必要がある。

(1) 現行の表示制度は食品衛生法、JAS法、健康増進法などによる省庁の縦割りの仕組みがあり、それを改めて統一的な食品表示法を制定し、消費者庁が表示制度の運用に責任を持って当たる必要がある。

統一の際のポイントとして次のことがらが重要である。

- ①法律の基本理念を消費者主権に置く。食品表示制度はこれまでの事業者重視から消費者重視への行政に改め、消費者の権利として位置づけるべきだ。
- ②表示基準作成に消費者の意見を反映させること。消費者庁での表示基準作成においては、消費者委員会食品表示部会の消費者委員の主張を尊重し、パブリックコメントにおける消費者の主張を十分に尊重することが必要である。
- ③違反事業者には罰則を強化し、効果のあるものとする。現行の手続きは「是正の指示」「指示に従うように命令する」などの手順を踏みそれでも是正されない場合に公表や懲役、罰金が課せられる制度であり、これでは事業者には違法行為を思いとどまらせる予防措置として期待できない。事業者の違反に対しては直ちに是正させ、その事実を公表し、罰金を課す必要がある。不当な食品表示広告に対して消費者が差止請求できるようにする必要がある。
- ④違反した食品の回収命令・廃棄基準を導入する必要がある。食品衛生法違反以外の表示違反については、回収は事業者の任意となっており、その実態は不明である。さらに回収されたものについての処理も不明である。どのような場合に回収や廃棄を命じるのかについての基準を定め、事業者には、自主回収を含めて、行政への報告と一般消費者への公表を義務とすべきである。
- ⑤食品表示をめぐる市場調査などにおいては消費者庁が中心となって、監視システム・公表制度を強化すること。現在、農水省の表示Gメン、厚労省の食品衛生監視員など監視システムが分かれているが、これら監視システムを一元化し、人員を拡充し、内容を充実させるべきである。
- ⑥事業者間取引について表示を義務付けし、トレーサビリティを充実すること。
- ⑦多様な取引も対象とすること。食品の購入は店舗のみならず、通信販売・ネット販売・テレビショッピングなど多様化している。これらの取引における商品についても、店頭販売

同様、事前に消費者が表示内容を知ることができるようにすべきである。また、店舗でのバラ売り、外食なども表示義務を課するべきである。

⑧製造年月日表示の義務化。現行の消費期限、賞味期限などの期限表示のあり方が問われている。消費者の感性を重視し、選択権を確保するためには製造年月日表示が有効である。

(2) 加工食品にもトレーサビリティ制度を導入し、消費者の選択権を確保する必要がある。また、原料原産地表示を徹底する必要がある。これにより、遺伝子組み換え原料を使用したしょうゆ、食用油などにおいても大豆、ナタネなどの素性を消費者が知ることができ、消費者が遺伝子組み換え食品を避けるための一つの手段となりうる。

(3) 新規食品の表示を義務化する必要がある。例えば任意表示となっているクローン家畜由来食品の表示を義務化すること、遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化し「遺伝子組み換え不分別」といったあいまいな表示をなくし欧州で採用されている厳しい制度にする必要がある。

(4) 米のJAS規格の見直し

JAS法「玄米及び精米品質基準」表示について、複数原料米（ブレンド米）の「国産10割」という表示をなくす必要がある。これによって加工用米、古米などの混入を避け、正しい表示に結びつけることができる。米のJAS法表示を農産物検査から切り離す必要がある。農産物検査法については、不必要に厳しすぎる「着色粒規格」が過剰な農薬散布を助長しており、また消費者が購入する際には1等、2等、3等、規格外といった米の「等級制度」は反映されていない。米流通を透明化する必要がある。

(5) 「健康食品」について。特定保健用食品の制度を見直し、安全性評価と効能評価の実効性を担保すること、認可取消を制度化すべきです。またいわゆる健康食品の規制を強めるべきである。

(6) トランス脂肪酸の規制強化と表示の義務化を行うべきです。すでに意見書（別紙1）を消費者庁長官に提出しています。

別紙1

意見書（消費者問題担当大臣、厚生労働大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長宛）

「トランス脂肪酸の規制と含有表示義務化を求めます」

2010年1月28日

日本消費者連盟、食の安全・監視市民委員会

私たちは2003年4月以降食の安全の確保のため、食品安全委員会をはじめ厚生労働省、農林水産省の食品安全行政を監視し、また事業者の食品製造・流通を監視してきた市民団体、1969年に発足し食の安全をはじめ消費者問題に取り組んできた消費者団体です。このたびトランス脂肪酸をめぐる以下の意見書を提出いたします。ご検討いただければ幸いです。

記

トランス脂肪酸を多くとると心筋梗塞などを引き起こし、また悪玉コレステロールの増加と善玉コレステロールの減少を引き起こすおそれがあります。日本人の一日摂取量は平均0.7グラム（エネルギー換算で0.3%）で欧米諸国の数グラムに較べて一人当たりの摂取量が少ないという調査もありますが、脂肪の多い菓子類や食品を食べすぎるなど、偏った食生活をしている人では、WHO/FAO合同専門家会合の推奨する1%未満という基準を超えている恐れもあります。

食品安全委員会は必要な取り組みとして「国内外の新しい情報を今後も収集していくことが必要だ」というばかりですが、日本人で現実に摂取量が多い人々もいることを考えるとトランス脂肪酸の使用規制、食品における含有率の引き下げを行う必要があります。

ちなみに米国政府は一日あたりの総エネルギー摂取量の1%未満、ニューヨーク市は市内の全飲食店に対し一食あたり0.5%未満、デンマークは一日あたり2%未満としています。

また、摂りすぎている人々に注意を喚起するためにも、食品への含有表示の義務付けが必要です。これは現行の特定保健用食品においても同様に表示すべきです。

ちなみに表示を義務化している国々は、米国、カナダ、フランス、韓国、台湾、香港、デンマークです。

こうした現状をふまえて、食の安全、食品表示の確保を所管するリスク管理機関たる消費者庁、厚生労働省には、トランス脂肪酸の使用規制と食品における含有表示義務化を実施していただくよう求めます。

以上

*この問題については私たちはすでに以下の意見書を提出しています。

2005年8月29日、厚生労働大臣宛「加工食品のトランス脂肪酸の表示を求める公開質問状」
日本消費者連盟

2006年12月21日、厚生労働大臣宛「トランス脂肪酸の使用規制と含有表示義務化を求める申し入れ」食の安全・監視市民委員会